

# すさみ町社会福祉協議会 指定訪問介護・指定相当訪問型サービス事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 すさみ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する指定訪問介護事業所、第1号訪問事業所（指定相当訪問型サービス）（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）（以下「指定訪問介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修会を修了した者（以下「訪問介護員等」という。）が、指定訪問介護等の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（指定相当訪問型サービスにあたっては要支援状態又は事業対象者の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定訪問介護等の提供を確保する事を目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたっては要介護、要支援の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、又は要介護状態となる事を予防し、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う等利用者の要介護状態、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとし、意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとし人権の擁護、必要な体制を行い、従業者に研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 2 指定訪問介護等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 4 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする
- 5 上記の他、事業の運営に当たっては「和歌山県指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）」「田辺市介護予防・日常生活支援総合事業における従前相当サービスの人員簿に関する基準を定める要綱」及び関係法令に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

## (事業の運営)

第3条 指定訪問介護等の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定訪問介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 すさみ町社会福祉協議会
- (2) 所 在 地 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4133

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤)

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 2名以上 (常勤介護福祉士)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用申込みに係る調整、訪問介護計画等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行いサービス担当者会議への出席により居宅介護支援事業者等と連携を図り、訪問介護員に援助目標、援助内容を支持し利用者の状況を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

- (3) 訪問介護員等 10名以上 (うち常勤職員 5名)

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、上記のほか通常連絡可能な体制を備えて、電話等により要請があれば、その都度対応する。

(指定訪問介護等の内容及び利用料)

第7条 事業所の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び市町村が定める基準によるものとする。当該指定訪問介護等が法定代理受領サービス額であるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法的代理受領サービスに該当しない指定訪問介護等に係る利用料の支払いを受けた時は、提供した指定訪問介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供

証明書を利用者に交付するものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 訪問介護計画作成

2 指定相当訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護従前相当サービス計画の作成。
- (2) 入浴、排泄、食事等の介助又は調理、洗濯、掃除等の援助
- (3) サービス提供区分
  - ①訪問型独自サービス費 (IV) ・・1月の中で4回までのサービスを行った場合
  - ②訪問型独自サービス費 (V) ・・1月の中で5回から8回までのサービスを行った場合
  - ③訪問型独自サービス費 (VI) ・・1月の中で9回から12回までのサービスを行った場合

3 次条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道3キロメートル未満は無料とする。
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道3キロメートル以上の場合は、1キロメートルごとに200円を加算する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとし領収書を交付する。

5 指定訪問介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者（利用申込者）に対し、運営規定、重要事項に関する規定の概要、事業所の訪問介護員等の勤務体制、サービスの内容及び費用等について文書を交付して説明を行い、利用者（利用申込者）の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、すさみ町の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第9条 虐待の防止のための対策として、虐待防止防止の指針を整備し、従業員に対し定期的に研修を行い、その結果について、訪問介護員に当に周知徹底を図り、担当者を置く。

2 サービス提供中に、当事業所の従業者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、訪問介護、指定相当訪問型サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、事業所の管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送の必要な措置を講じるものとする。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第11条 訪問介護事業所は、訪問介護員等は資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年12回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問介護等に関する記録を整備し、当該指定訪問介護を提供した日から5年間、指定相当訪問型サービスにおいては、完結した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はすさみ町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(衛生管理及び感染症の予防等に関する事項)

第12条 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止のため、衛生管理推進員を配置する。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、訪問介護員に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止の指針を整備する。

(3) 訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものと

する。

- 2 事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 指定訪問介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(人権擁護)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(附 則)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成26年6月2日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和1年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和3年2月5日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。